

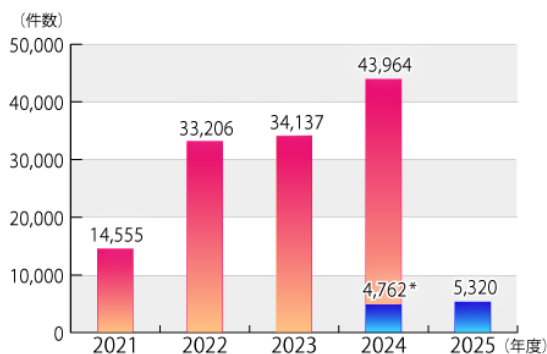


後払い決済サービスの落とし穴に注意を！

国民生活センターからの7月2日付のお知らせ

インターネット通販における便利な決済手段の一つとして「後払い決済サービス（クレジットカード等を用いず、2 カ月以内での後払いができるサービス）」が利用されています。後払い決済サービスは商品が手元に届いた後で支払うことができることに加え、クレジットカード番号等を販売業者に伝えずに決済できるため、気軽に利用できる点が大きなメリットとされている決済手段です。

その一方で、全国の消費生活センター等には後払い決済サービスが利用された取引に関するトラブルも寄せられ始めたことから国民生活センターでは 2020 年 1 月に後払い決済サービスについて特別調査を行い、公表を行いました。その後も依然として相談件数が増加し続けています。【右グラフ参照】



国民生活センターでは、改めて後払い決済サービスが関連する相談事例を基に消費者に注意喚起(下記の内容)を行いつつ、消費者トラブルの未然防止・拡大防止のために業界団体へ要望を行う模様です。

- 後払い決済サービスの利用時に限らず、契約前には表示や料金、契約条件などをしっかり確認し、契約するか慎重に検討しましょう。
- 後払い決済サービスの利用であっても慎重に検討しましょう。
- 販売業者とトラブルになった場合は、後払い決済サービス事業者にも連絡しましょう。
- 不安に思った場合やトラブルになった場合には、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

*消費者ホットライン「188(いやや!)」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。裏面/次頁は関連チラシです

後払い決済サービスの概要

